公募型プロポーザル募集要領

１　業務名　令和８年度長崎県「推し魚」認知向上プロモーション業務委託

２　業務の概要　別添仕様書のとおり

３　プロポーザルの日程

日　程	内　容
令和８年 11 月 19 日（木）	公募開始
令和８年 12 月１日（火）	参加表明書提出期限
令和８年 12 月 14 日（月）	企画提案書提出期限
令和８年 12 月下旬ごろ	企画提案書審査プレゼンテーションの開催 審査結果通知 ※プレゼンテーションの日程は別途通知

４　企画提案書の作成及び提出

（１）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（２）提出部数

企画提案書６部、見積書１部を提出してください。

（３）提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前９時から午後５時までの間に提出してください。

（４）提出期限

令和８年 12 月 14 日（月）午後５時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

（５）提出先（問い合わせ先）

〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３－１

長崎県水産部水産加工流通課国内流通振興担当

担当：加藤、石田

ＴＥＬ：095-895-2871　　ＦＡＸ：095-895-2585

E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp

（６）受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付けたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

（７）留意事項等

ア　企画提案書は１者１提案とします。

イ　企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ　厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ　その他

・企画提案書６部は、Ａ４横書きで両面印刷（長辺綴じ）とし、左上をホッチキス留めして提出してください。

５　質疑及び回答

質疑がある場合は、質問書（様式５）により、電子メールで令和８年 12 月８日（火）午後５時まで受け付けます。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp

ＴＥＬ：095-895-2871

６　審　査

（１）審査の方法

ア　（２）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「イ　企画提案内容」に関する提案の点数が上位の者を最優秀提案者とし、こちらも同点の場合は「ア　企画提案全般」の点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア　企画提案全般」の点数も同一であった場合には、提案金額の安価な者を最優秀提案者としますが、提案金額も同一の場合には、審査委員合議の上、これを決定します。

イ　審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーションにより行います。なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合があります。

ウ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

エ　プレゼンテーション実施日等については別途通知します。

（２）審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア．企画提案全般		・業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。 ・「推し魚」のコンセプトや本業務の目的を踏まえた適切な実施方針となっているか。 ・提案全体に一貫性があり、「推し魚」の認知向上及び産地への来訪意欲の醸成につながる内容となっているか。	１５
イ．企画提案内容	業務コンセプト	・長崎県「推し魚」の魅力や優位性を効果的に伝えるコンセプトとなっているか。「推し魚」全４魚種を統一的にＰＲしつつ、各産地の特徴が伝わる内容となっているか。	２０
	広報戦略	・ターゲットに対し効果的な媒体・手法が選定されているか。広告媒体、情報発信方法及び訴求内容に具体性・実現性があるか。	２０
	波及効果・誘客性	・推し魚の認知向上だけでなく、産地への来訪意欲や観光消費の拡大につながる効果が期待できるか。また、SNS等による情報拡散や話題化が見込まれるか。	２０
ウ．業務実施体制	実施・連携体制	・効果的な実施体制及び県との連携・協議体制が具体的に提案されているか。 ・県との連携が十分に図られる体制か。	5
	遂行能力	・責任者（または主たる担当者）の能力、専門性、経験及び実績が十分であり、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制となっているか。 ・提案内容の実施に必要な専門性を有する人材が適切に配置され、実効性の高い実施体制・役割分担となっているか。	5
	スケジュール	・業務内容に応じて、適切なスケジュールが設定されているか。想定スケジュールに無理はないか。	5
エ．業務実績		・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。 ・当該実績は本業務の実施に生かせる実績であるか。	5
オ．提案金額		・価格点の算定式 満点（５点）×各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5
			合計　１００点

※審査項目アからオまでの評価方法は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

※審査項目アからエまでにおいて、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

・全審査委員の評点の平均点が 47.5 点未満の場合

・審査内容ごとの評価において、全審査委員の半数以上がＩ項目でもＥ評価とした場合

評　価	評　点
Ａ（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
Ｂ（優れている）	項目の配点 × 0.8
Ｃ（普通）	項目の配点 × 0.5
Ｄ（やや劣っている）	項目の配点 × 0.3
Ｅ（劣っている）	項目の配点 × 0

（３）審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

７　契約手続

（１）委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

（２）交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うことになります。

（３）契約金額の支払いについては、精算払いとします。

（４）交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

８　提出書類の取扱

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。

（３）契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

９　問い合わせ先

長崎県水産部水産加工流通課国内流通振興担当

担当：加藤、石田

ＴＥＬ：095-895-2871

E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp

10　その他

（１）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。

（２）企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア　提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

イ　審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（４）本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。

（５）仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。

（６）本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。

（７）本委託業務により生まれた著作権等の知的財産の二次利用については、長崎県との協議に応じること。